

「地域密着型サービス運営推進会議」について

1. 「運営推進会議」について

1-① 「運営推進会議」とは

地域との連携や地域に開かれた事業所とすることで、サービスの質を確保することを目的として、事業者が自ら設置するものです。

会議の構成員は次のとおり規定されています。

- ① 利用者及び利用者の家族
- ② 地域住民の代表者(※1)
- ③ 市の職員又は地域包括支援センターの職員
- ④ 各地域密着型サービスに知見を有する者

(※1)・・・地域住民の代表者とは、区長、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が想定されます。

1-② 会議で話し合うこと

運営推進会議の議題や内容について規定はありませんが、活動状況の報告、会議の出席者からの事業所の活動状況の評価、事業所への要望、助言等の意見聴取等、開催日ごとに事業所が議題を考えます。

1-③ 開催回数

開催回数の基準は、サービスごとに異なります。

地域密着型サービス	会議の開催頻度
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	おおむね二月に1回以上
小規模多機能型居宅介護	おおむね二月に1回以上
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	おおむね二月に1回以上
地域密着型通所介護	おおむね六月に1回以上

1-④ 会議の開催場所及び日程調整

開催場所は各事業者内で、日程調整は構成員の都合を確認した上で、事業者が直接行います。

1-⑤ 開催根拠

市条例：「入間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」

地域密着型サービスを提供する事業所は「運営推進会議」を開催することが条例で規定されています。

- ・地域密着型通所介護（地域との連携） 第59条の17

指定地域密着型通所介護事業所は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市の職員又は当該指定地域密着型通所介

護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営協議会」という)を設置し、おおむね六月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

・小規模多機能居宅介護（準用）第108条

「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」、おおむね「六月」とあるのは「二月」、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える。

・認知症対応型共同生活介護（準用）第128条

「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」、おおむね「六月」とあるのは「二月」と読み替える。

・看護小規模多機能居宅介護（準用）第202条

「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」、おおむね「六月」とあるのは「二月」、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える。

各指定地域密着型サービス事業所におかれましては、地域密着型運営推進会議について、規定回数の実施をお願いいたします。

また、開催後の記録を公表する必要があるため、議事録を事業所の見やすい場所に掲示いただく等公表をお願いいたします。